

新型コロナウイルスの影響による
国保料減免、納税緩和、
インボイス制度への対応
民商に相談を

インボイス制度は税率を上げない消費税増税策 小規模事業者への負担押し付けは更なる物価高を招く

政府は2023年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を実施するとしています。インボイス制度は、コロナ禍と物価上昇に苦しむ中小業者に大きな負担を押し付けるものであり、国民の生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

年間売上高1000万円超の事業者は消費税を申告・納税しています。現在は、売上金額の消費税分から仕入・経費に支払った消費税分を差し引いた額を納めます。ところが、インボイス制度が導入されると、インボイス（適格請求書）を保存しなければ、仕入・経費に支払った消費税分を差し引くことができなくなり、課税事業者は、仕入・経費に支払った消費税分を差し引くことができなくなるため、消費税の納税額が増加し、経営が悪化してしまいます。一方、免税事業者はインボイス発行事業者（課税事業者）となるか、差し引くことができない消費税分の値引きに依るといふ選択を迫られます。いずれも拒否した場合は取引終了となる恐れがあり、免税事業者・小規模事業者には死活問題となります。

インボイス制度導入によって多くの免税事業者が課税事業者になると、消費税収は大幅に増加します。財務省は、免税事業者500万社（者）のうち161万社（者）が課税事業者になるとの試算を示しています。消費税収は2480億円もの増収が見込まれています。



このように、インボイス制度は税率を上げない消費税増税策であり、負担を中小業者に押し付けるものです。中小事業者は増した負担分を価格に転嫁せざるを得ないため、物価高がさらに進行する恐れもあります。よって、事業者だけでなく、消費者にも影響を与えることとなります。インボイス制度への対応を考えるとともに、実施中止を求める声を広げましょう。



いまさら聞けない？ 大人のスマホ教室
日時 9月18日(日) 13時30分～15時30分
会場 新潟テルサ 中会議室
新商連婦人部協議会(県婦協)は、右記のように「大人のスマホ教室」を開催します。参加ご希望の方は、9月5日(月)までに事務局までご連絡ください。

新型コロナウイルスに関する共済金について
新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求についてお知らせします。左記に該当する場合は事務局までご連絡ください。

1. 共済会加入者が新型コロナウイルス陽性の場合
入院はもちろん、自宅等に待機を指示された場合も入院見舞金支払いの対象となります。見舞金の請求には次の書類が必要です。
① 3日以上の入院↓入院期間が記載された医療機関の請求書または領収書が必要。
② 自宅やホテルに3日以上の特機↓保健所からの証明書(口頭指示のみで、証明書類がない場合は「役員の確認書」を添付)。
2. 共済会加入者が濃厚接触者となった場合
安静加療見舞金支払いの対象となり得ます(添付書類は不要)。

※新型コロナウイルス感染症に限り、免責規定は免除されます。